

【社会的企業関連資料】

## 社会的企業育成法

[施行2012. 8. 2][法律第11275号、2012. 2. 1、一部改正]

雇用労働部（社会的企業課）02-2110-7171

（訳：協同総研 岡安喜三郎）

**第1条(目的)** この法律は、社会的企業の設立・運営を支援し社会的企業を育成して、我が社会で十分に供給されていない社会サービスを拡充し、新しい仕事場（就労）を創出することにより、社会統合と国民の生活・命の質の向上に寄与することを目的とする。

[全文改正 2010. 6. 8]

**第2条(定義)** この法律で使用する用語の意味は次の通りである。

1. “社会的企業”とは、脆弱階層に社会サービス又は仕事場（就労）を提供し地域社会に貢献して地域住民の生活・命の質を高めるなどの社会的目的を追求しながら、財貨及びサービスの生産販売など営業活動をする企業として第7条によって認証を受けた者を言う。
2. “脆弱階層”とは、自身に必要な社会サービスを市場価格で購入することに難しさがあったり、労働市場で通常の条件での就業が特に困難な階層を言い、その具体的な基準は大統領令で定める。
3. “社会サービス”とは、教育、保健、社会福祉、環境及び文化の分野のサービスその他これに準ずるサービスとして大統領令で定める分野のサービスを言う。
4. “連携企業”とは、特定の社会的企業に対し財政支援、経営諮問など多様な支援を行う企業であって、その社会的企業と人的、物的、法的に独立している者を言う。
5. “連携地方自治団体”とは、地域住民のための社会サービス拡充及び仕事場（就労）創出のために特定の社会的企業を行政的・財政的に支援する地方自治団体を言う。

[全文改正 2010. 6. 8]

**第3条(運営主体別役割及び責務)** ①国は、社会サービスの拡充及び就労創出のために社会的企業に対する支援対策を策定し、必要な施策を総合的に推進することとする。

②地方自治体は、地域別特性に相応しい社会的企業支援施策を策定し実行することとする。

③社会的企業は、営業活動を通じて新たに創出した利益を社会的企業の維持拡大に再投資するように努力することとする。 1

④連携企業は、社会的企業が新たに創出した利益を取得することがあってはならない。

#### 第4条 削除 <2010.6.8>

**第5条(社会的企業育成基本計画の策定)** ①雇用労働部長官は社会的企業を育成し体系的に支援するために「雇用政策基本法」第10条による雇用政策審議会（以下“雇用政策審議会”という）の審議を経て社会的企業育成基本計画(以下“基本計画”という)を5年ごとに策定しなければならない。

②基本計画には次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 社会的企業に対する支援の推進方向
2. 社会的企業の活性化のための与件造成に関する事項
3. 社会的企業の運営支援に関する事項
4. その他、社会的企業の育成及び支援のために大統領令が定める事項

③雇用労働部長官は、基本計画による年度別施行計画を毎年策定・施行しなければならない。

④基本計画及び年度別施行計画の策定施行に関して必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2010.6.8]

**第5条の2(市・道別の社会的企業支援計画策定など)** ①特別市長・広域市長・道知事及び特別自治道知事（以下“市・道知事”という）は、管轄区域の社会的企業を育成し体系的に支援するために、大統領令で定めるところにより、市・道別の社会的企業支援計画（以下“支援計画”という）を策定し施行しなければならない。この場合、支援計画は、基本計画と連携するようにしなければならない。

②市・道知事は、第1項により支援計画を策定したときは、大統領令で定めるところにより、その計画を雇用労働部長官に提出しなければならない。

③雇用労働部長官は、策定された支援計画の内容などが優秀な市・道に別途の支援を行うことができる。

[本条新設 2010.6.8]

**第6条(実態調査)** 雇用労働部長官は社会的企業の活動実態を5年ごとに調査し、その結果を雇用政策審議会に通報しなければならない。

[全文改正 2010.6.8]

**第7条(社会的企業の認証)** ①社会的企業を運営しようとする者は、第8条の認証要件を充たして雇用労働部長官の認証を受けなければならない。

②雇用労働部長官は第1項による認証をするときには、雇用政策審議会の審議を経なければならない。

[全文改正 2010. 6. 8]

**第8条(社会的企業の認証要件及び認証手続き)** ①社会的企業として認証受けようとする者は次の各号の要件をすべて整えなければならない。〈改正2012. 2. 1〉

1. 「民法」による法人・組合、「商法」による会社・合資組合、特別法により設立された法人又は非営利民間団体など、大統領令で定める組織形態を整えていること
2. 有給勤労者を雇用して、財貨とサービスの生産・販売など営業活動を行うこと
3. 脆弱階層に社会サービス又は仕事場（就労）を提供して地域社会に貢献して地域住民の生活・命の質を高めるなど、社会的目的の実現を組織の主たる目的すること。この場合の具体的な判断基準は大統領令で定める。
4. サービス受患者、勤労者など利害関係者が参加する意思決定構造を整えること
5. 営業活動を通じて得る収益が大統領令が定める基準以上であること
6. 第9条による定款や規約などを整えること
7. 会計年度別で分配可能な利潤が発生した場合は、利潤の3分の 2 以上を社会的目的のために使用すること(「商法」による会社・合資組合の場合に該当する)
8. その他、運営基準に関し、大統領令が定める事項を整えること

②雇用労働部長官は社会的企業を認証した場合は、この事実を官報に掲載しなければならない。

③社会的企業認証の方法及び手続きに関して必要な事項は雇用労働部令で定め、社会的企業認証審査基準は雇用労働部長官が告示する。

[全文改正 2010. 6. 8]

**第9条(定款など)** ①社会的企業として認証を受けようとする者は次の各号の事項を記載した定款や規約など(以下“定款等”という)を整えなければならない。〈改正2012. 2. 1〉

1. 目的
2. 事業内容
3. 名称
4. 主たる事務所の所在地
5. 機関及び支配構造の形態と運営方式及び重要事項の意思決定方式
6. 収益分配及び再投資に関する事項
7. 出資及び融資に関する事項

8. 従事者の構成及び任免に関する事項

9. 解散及び清算に関する事項(「商法」による会社・合資組合の場合には、分配可能な残余財産があるとき残余財産の3分の 2 以上を他の社会的企業又は公益的基金などに寄付する内容を含まなければならない)

10. その他大統領令で定める事項

② 第1項による定款等の変更がある場合は、変更日から14日以内にその内容を雇用労働部長官に報告しなければならない。

[全文改正 2010. 6. 8]

**第10条(経営支援など)** ①雇用労働部長官は社会的企業の設立及び運営に必要な経営・技術・税務・労務・会計などの分野に対する専門的な諮問及び情報提供など各種支援をすることができる。

②雇用労働部長官は第1項の支援業務を大統領令で定める政府出捐機関や民間団体に委託することができる。

[全文改正 2010. 6. 8]

**第10条の2(教育訓練支援など)** 雇用労働部長官は、社会的企業の設立・運営に必要な専門人材の育成、社会的企業の勤労者の能力向上のために教育訓練を実施することができる。

[本条新設 2010. 6. 8]

**第11条(施設費などの支援)** 国及び地方自治団体は、社会的企業の設立又は運営に必要な敷地購入費・施設費などを支援・融資し、国有・公有資産及び物品を貸付し使用させることができる。〈改正2012. 2. 1〉

**第12条(公共機関の優先購買)** ①「中小企業製品購買促進及び販路支援に関する法律」第2条第8号による公共機関の長(以下“公共機関の長”という)は社会的企業が生産する財貨やサービス(以下“社会的企業製品”という)の優先購買を促進しなければならない。〈改正2012. 2. 1〉

②公共機関の長は、社会的企業製品の購買増大のための購買計画と前年度の購買実績を雇用労働部長官に通報しなければならない。〈改正2012. 2. 1〉

③雇用労働部長官は、第2項による購買計画と購買実績を総合して公告しなければならない。〈新設2012. 2. 1〉

④第2項及び第3項による購買計画と購買実績の通報及び公告に必要な事項は、大統領令で定める。〈新設2012.2.1〉

[全文改正2010.6.8]

**第13条(租税減免及び社会保険料の支援)** ①国及び地方自治団体は社会的企業に対し「法人税法」、「租税特例制限法」及び「地方税特例制限法」が定めるところによって国税及び地方税を減免することができる。〈改正2010.3.31〉

②国は社会的企業に対し「雇用保険及び産業災害補償保険の保険料徴収等に関する法律」による雇用保険料及び産業災害補償保険料、「国民健康保険法」による保険料、及び「国民年金法」による年金保険料の一部を支援することができる。

**第14条(社会サービス提供社会的企業に対する財政支援)** ①雇用労働部長官は社会サービスを提供する社会的企業に対し、予算の範囲での公募及び審査を通じて、社会的企業の運営に必要な人件費、運営経費、諮問費用などの財政的支援をすることができる。

②雇用労働部長官は、連携企業又は連携地方自治団体からの支援を受けている社会的企業に第1項による支援をするときには、その連携企業や連携地方自治団体の財政支援状況を考慮し事業費を追加支援することができる。

③財政支援対象の選定要件及び審査手続きなどに関して必要な事項は雇用労働部令で定める。

[全文改正 2010.6.8]

**第15条(連携企業の責任限界)** 連携企業は社会的企業の勤労者に対し雇用上の責任を負わない。

**第16条(連携企業に対する租税減免)** 国及び地方自治団体は、社会的企業に寄付する連携企業・法人又は個人に対し「法人税法」、「所得税法」「租税特例制限法」及び「地方税法」に定めるところにより、国税及び地方税を減免することができる。

[全文改正 2010.6.8]

**第17条(報告など)** ①社会的企業は事業実績、利害関係者の意思決定参加内容など雇用労働部令に定める事項を記載した事業報告書を作成し、毎会計年度の4月末及び10月末までに雇用労働部長官に提出しなければならない。この場合、雇用労働部長官は雇用労働部令に定める方法により事業報告書を公表することができる。〈改正2012.2.1〉

②雇用労働部長官は社会的企業を指導・監督し、必要と認める場合は社会的企業及びその構成員に対し業務に必要な報告や関係書類の提出を命ずることができる。

③雇用労働部長官は第1項により提出された事業報告書を基に社会的企業の運営に対する評価をすることができる。

④労働部長官は第1項から第3項までによる報告事項の検討、指導・監督及び評価の結果、必要な是正を命令することができる。

[全文改正 2010. 6. 8]

**第18条(認証の取り消し)** ①雇用労働部長官は社会的企業が次の各号の一つに該当する場合は認証を取り消すことができる。ただし第1号に該当したときは認証を取り消さなければならない。〈改正2012. 2. 1〉

1. 虚偽又はその他の不正な方法で認証を受けた場合
2. 第8条の認証要件を整えることができなくなった場合
3. 虚偽その他不正な方法によりこの法律又は他の法令による財政支援を受けたり、受けようとした場合
4. 経営の悪化など社会的企業の維持が難しいという、特別な事由なしに認証を返却する場合

②雇用労働部長官は、第1項により認証が取り消された企業又は該当企業と実質的同一性が認められる企業に対しては、その取り消された日から3年が過ぎない場合には、認証をしてはならない。この場合、実質的同一性の基準については、大統領令で定める。〈新設2012. 2. 1〉

③雇用労働部長官は、第1項により認証を取り消すには、聴聞をしなければならない。〈改正2012. 2. 1〉

④認証取り消しの具体的な基準及び細部の手順は、雇用労働部令で定める。〈改正2012. 2. 1〉

[全文改正2010. 6. 8]

**第19条(類似名称の使用禁止)** 社会的企業ではない者は社会的企業又はこれに類似する名称を使用してはならない。

**第20条(韓国社会的企業振興院の設立など)** ①雇用労働部長官は社会的企業の育成と振興に関する業務を効率的に遂行するために韓国社会的企業振興院（以下“振興院”という）を置く。

②振興院は、法人とする。

③振興院は、その主たる事務所の所在地において設立登記をすることにより成立する。

④振興院は、次の各号の事業を行う。〈改正2012. 2. 1〉

1. 社会的企業家養成と社会的企業モデル発掘及び事業化支援

2. 社会的企業のモニタリング及び評価
3. 業種・地域及び全国単位の社会的企業のネットワーク構築・運営支援
4. 社会的企業ホームページ及び統合情報システム構築・運営
5. 経営・技術・税務・労務・会計などの改善のためのコンサルティング支援
6. 社会的企業関連国際交流・協力
7. その他この法律又は他の法令などにより委託を受けた社会的企業に関連する事業
8. 第1号から第7号までの事業に付随する事業

⑤政府は、予算の範囲において振興院の設立・運営に必要な経費を出捐することができる。

⑥振興院に関してこの法律に規定するものを除いては、「民法」中の財団法人に関する規定を準用する。

⑦振興院は、国、地方公共団体、教育・研究機関などの公共機関の業務遂行に必要な資料を提供するよう要請することができる。

⑧振興院の役職員は、「刑法」第129条第132条までの規定による罰則の適用では、公務員とみなす。

⑨振興院の役職員または役職員だった者は、職務上知り得た秘密を漏洩したり、他の用途で使用してはならない。

⑩雇用労働部長官は、振興院を指導・監督し、振興院に対して業務・会計及び財産に関して必要な事項を報告させる他、所属公務員に振興院に出入りさせ帳簿・書類、その他の物件を検査させることができる。

⑪振興院の定款、理事会・役員、会計、関係機関との業務協調、その他振興院の設立・運営などに必要な事項は大統領令で定める。

⑫振興院でない者は、韓国社会的企業振興院又はこれに類似する名称を使用してはならない。

[本条新設2010. 6. 8]

[従前の第20条は、第21条に移動<2010. 6. 8>]

**第21条（権限の委任及び委託）** ①この法律による雇用労働部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を地方自治団体の長又は地方雇用労働官署の長に委任することができる。 <改正2012. 2. 1>

②雇用労働部長官は、次の各号の業務を振興院に委託することができる。

1. 第6条による社会的企業の活動に関する実態調査
2. 第7条第1項による社会的企業認証に関する業務
3. 第9条第2項による定款等の変更に関する報告書の受理
4. 第10条の2による教育訓練の実施

[全文改正2010. 6. 8]

[第20条から移動、従前の第21条は、第23条に移動<2010. 6. 8>]

**第22条（罰則）** 第20条第9項に違反し、職務上知り得た秘密を漏洩したり、他の用途に使用した者は、3年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

[本条新設2010. 6. 8]

**第23条（過怠料）** ①次の各号のいずれかに該当する者には 1千万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1. 第17条第4項による是正命令を履行しない者
2. 第19条に違反し社会的企業又はこれに類似する名称を使用した者

②次の各号のいずれかに該当する者には500万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1. 第9条第2項による定款等の変更に対する報告義務を履行しなかった者
2. 第17条第1項による事業報告の作成・提出義務を怠ったり、虚偽その他の不正な方法で作成した者
3. 第17条第2項による報告をせず又虚偽の報告をし、又は書類を提出せず又虚偽の提出を行った者
4. 第20条第12項に違反して韓国社会的企業振興院又はこれに類似する名称を使用した者

③第1項及び第2項による過怠料は大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課・徴収する。

[全文改正2010.6.8]

[第21条から移動<2010.6.8>]

=====

**附則<法律第8217号、2007.1.3>**

この法律は、2007年7月1日から施行する。

**附則<法律第8361号、2007. 4. 11>（中小企業振興及び製品購買促進に関する法律）**

**第1条（施行日）** この法律は、公布の日から施行する。但し、...<省略>... 附則第9条第7項の改正規定は、2007年7月1日から...<省略>... 施行する。

**第2条から第8条まで省略**

**第9条（他の法律の改正）** ①から⑥省略

⑦法律第8217号の社会的企業育成法の一部を次のように改正する。

第12条第2項のうち “ 「中小企業振興及び製品購買促進に関する法律」 第10条第1



項”を“「中小企業振興及び製品購買促進に関する法律」第12条第1項”とする。

⑧から⑰省略

#### 第10条 省略

附則<法律第9685号、2009. 5. 21>（中小企業製品購買促進及び販路支援に関する法律）

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条から第6条まで省略

第7条（他の法律の改正）①から⑩まで省略

⑪社会的企業育成法の一部を次のように改正する。

第12条第1項のうち、“「中小企業振興及び製品購買促進に関する法律」”を“「中小企業振興に関する法律」”とし、同条第2項のうち“「中小企業振興及び製品購買促進に関する法律」第12条第1項”を“「中小企業製品購買促進及び販路支援に関する法律」第5条第1項”とする。

⑫から⑳まで省略

#### 第8条 省略

附則<法律第10220号、2010. 3. 31>（地方税特例制限法）

第1条（施行日）この法律は、2011年1月1日から施行する。

第2条及び第3条まで省略

第4条（他の法律の改正）①から⑬まで省略

⑭社会的企業育成法の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第16条のうち“「地方税法」”を各々“「地方税特例制限法」”とする。

⑮から<45>まで省略

#### 第5条 省略

附則<法律第10339号、2010. 6. 4>（政府組織法）

第1条（施行日）この法律は、公布後1ヶ月が経過した日から施行する。〈但書省略〉

第2条および第3条まで省略

第4条（他の法律の改正）①から④まで省略

⑤社会的企業育成法の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号のほかの部分・第2項、第5条第1項・第3項、第6条、第7条第1項・第2項、第8条第2項、第9条第2項、第10条第1項・第2項、第14条第1項・第2項、第17条第1項から第3項まで、第18条第1項各号のほかの部分・第2項、第20条及び第21条第3項から第5項までの“労働部長官”をそれぞれ“雇用労働部長官”とする。

第4条第2項のうち“労働部次官”を“雇用労働部次官”とする。

第4条第3項、第8条第3項、第14条第3項、第17条第1項及び第18条第3項のうち“労働部令”を各々“雇用労働部令”とする。

<47>から<82>まで省略

## 第5条 省略

附則<法律第10360号、2010.6.8>

**第1条（施行日）** この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

**第2条（韓国社会的企業振興院の設立準備）** ①雇用労働部長官は、この法律施行前に5人以内の設立委員を委嘱し、振興院の設立に関する事務を処理させることができる。

②設立委員は、振興院の定款を作成し、雇用労働部長官の認可を受けた後、設立登記をしなければならない。

③設立委員は、振興院の設立登記を終えた後、遅滞なく、振興院長に事務を引き継ぐものとし、事務引き継ぎが終わったときには解職になったものとみなす。

附則<第11275号、2012.2.1>

**第1条（施行日）** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条第1項及び第9条第1項の改正規定のうち合資組合に関する部分は、2012年4月15日から施行し、第12条及び第18条の改正規定は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

**第2条（認証取り消しに関する適用例）** ①第18条第1項第3号の改正規定は、同じ改正規定施行後、最初に虚偽やその他の不正な方法で、この法律又は他の法令による財政支援を受けたり、受けようとした場合から適用する。

②第18条第1項第4号の改正規定は、同じ改正規定の施行後最初に経営悪化など、社会的企業の維持が難しいという特別の事由なしに認証を返納した場合から適用する。

③第18条第2項の改正規定は、同じ改正規定の施行後最初に認証が取り消された企業または該当企業と実質的同一性が認められた企業から適用する。

2012.5.28 仮訳：岡安